

石川県公報

令和2年5月26日(火曜日)

号 外

(第50号)

目 次

人事委員会 ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 11
--	------------------------------

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十六日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第七号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の二十二の二第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第七十六条の二十二の四第三項において「派遣等となつた場合」という。)」に改める。

第七十六条の二十二の四第三項を次のように改める。

2 月の中途において派遣等となつた場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事の事務局	本庁			政策調整員 主任主計員 主任企画員	課長補佐 主任主計員 主任企画員 船長 機関長	担当課長 企画振興部課長 知事室政策調整担当課長 知事室政策調整担当課長補佐 室長 室次長	危機管理監付課長 課参事 所長 室長 室次長 室課長	危機管理監室次長 新幹線・交通対策監 少子化対策監 出納室長 出納室次長 室長		危機管理監 参事 技監
		自治研修センター					准教授	所長		
	東京事務所			係長		次長 課長		所長		
	県税事務所				係長	次長 課長 担当課長	所長 次長			
	県総合事務所				担当課長 係長	部長 部次長 課長 担当課長	部長			所長
	消防学校					教頭	校長			
	美術館					課長 担当課長				
	歴史博物館					課長				
	白山ろく民俗資料館				副館長		副館長			
	能楽堂									
	石川四高記念文化交流館				担当課長	課長				
	女性センター						館長			
	保健福祉センター				担当課長	次長 部次長 課長 担当課長	部長 部次長			

二 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事 の事 務部 局	本庁			課長補佐	主幹	
	美術館		学芸主任	担当課長 専門員		
	歴史博物館			学芸主幹 学芸主査		
	リハビリテーション センター			次長 主幹		
	保健環境センター			副高長 研究主幹		次長 部長
	白山自然保護センタ ー			主任研究員	次長 研究主幹	
	工業試験場		研究員	主任研究員 研究員	九谷焼技術センター所長 部長 担当部長 副高長 研究主幹	次長 部長
	九谷焼技術研修所			研究員	次長	
	農林総合研究センタ ー			主任研究員	能登畜産センター所長 部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 副場長
	水産総合センタ ー			事業所長	事業所長 次長 内水面水産センター所長 部長	所長
共通						
警察	本部		技師 学芸員 研究員 研究技師	主任研究員 研究員	管理官 調査官	所長 上席管理官

までを次のように改める。

「技能指導官
総括係長
係長
所長」

を「技能指導官
所長」に、

「副署長
刑事官」

を

「副署長
刑事官
地域官
交通官」

に改め、別表第二二の表から上の表

別表第二一の表警察の部本部の項中 総括係長 を「技能指導官」に改め、同部警察署の項中 係長 」

「技能指導官

ホ 医療職給料表 (一) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
知事の本務局	本庁		専門員		部次長 課長 室次長
	県総合事務所				部長
中央病院	リハビリテーションセンター				次長
	こころの健康センター				所長
	保健福祉センター			母子医療センター部長 母子医療センター部長	
共通		医員			

ヘ 医療職給料表 (二) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の本務局	本庁						担当課長 課長補佐	課長 課参事
	県総合事務所					主幹	部次長 課長 主幹 専門員	部次長
中央病院	保健福祉センター					主幹	部次長 主幹	次長 課長
	リハビリテーションセンター				主任技師		課長 主幹 専門員	
共通	中央病院			主査	主任専門員	主幹 主任専門員 主任技師	副部長 室長 室次長 主幹 主任専門員 薬剤師長	部長 室長 室次長

高松病院								技師長	科長
								科長 担当課長 薬剤師長 主幹	
	家畜保健衛生所							担当課長 主幹	
	共通							次長 担当課長 主幹	
教育委員会	共通						技師		
	共通						技師		
市町立の小学校、中学校及び義務教育学校									
								栄養主査	

ト 医療職給料表 (三) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事							
本庁					主幹		
県の事務部局				専門員	課長 担当課長	部次長	
					主幹		
保健福祉センター					担当課長 主幹	次長 部次長 担当課長	
リハビリテーションセンター					担当課長		
こころの健康センター					主幹	課長	
中央病院					室次長 主任技師		
				看護師長 主任専門員 専門員 主査			
高松病院				看護師長 主査	主任技師	ダイケアセンター 次長	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。
- 2 令和二年四月一日前に休職にされ、専従許可（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可をいう。）を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年石川県条例第四号）第二条第一項若しくは公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例（平成十四年石川県条例第七号）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をし、大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。）をし、自己啓発等休業（地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。）をし、配偶者同行休業（同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。）をし、又は停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二計量検定所の項中「所長」の下に「、次長」を加え、同表中央病院の項中「、部長」の下に「、センター長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

